

平成 21 年度推進懇談会で挙げられた有償(購入)制への意見

子育て応援券推進懇談会検討報告(平成22年1月)より

購入制の採用について

懇談会の意見

1 サービスへの影響

応援券の購入価格・交付額については、今回の区の提案では、3千円で1万円分の応援券を購入することを1単位とする仕組みとされています。応援券の交付額1万円と購入価格3千円の差額の7千円の部分については、区が公費負担を行います。この「1単位3千円」からの購入価格は、「子ども手当」の導入による増収分のうちの一部から無理なく応援券を購入できるよう、設定されたものとされています。

現行の無償交付から購入制への移行により、利用者においては、本当に必要なサービスかどうか意識を持ってサービスを利用することになると考えられます。また、事業者においても、利用者に必要とされるサービスとなるように、サービスの質の向上を図ることが期待できます。

一方、購入制とすることで、現行のように応援券の支給対象者に一律に交付されるのではなく、任意に応援券を購入してサービスを利用することとなるため、交付額に対して7割の公費負担が行われたとしても、サービスの利用が大きく減少するという可能性も考えられます。

また、小さな事業者にとっては、購入制への移行により競争が強化されると、サービスの継続が難しくなるのではないかと考えられます。応援券事業は、事業者になる基準を緩やかに設定し、団体やグループなど小さな事業者も含め、地域の様々な主体が子育て支援に参加できることを特徴としています。

そこで、今回の購入制への移行によって、子育てを応援する地域のムードが後退することがないように、見直し実施後の検証が必要です。

その際、状況によっては、応援券の交付額と購入価格の差額部分である割増金の比率を引き上げることや、小さな事業者の支援の必要性なども検討すべきと考えます。

2 低所得者のサービス利用

「1単位3千円」からの購入価格の設定は、1で述べたように、「子ども手当」の導入による増収分のうちの一部から無理なく応援券を購入できるように行われたもので、交付額1万円との差額の7千円の部分は、区が公費負担を行います。

「子ども手当」の導入による増収分とは、「子ども手当」の導入に伴い、現行の児童手当の廃止と所得税・住民税の扶養控除の廃止があることから、これらによる減収額を「子ども手当」の支給額から差し引いたものです。

所得税・住民税がかからない低所得者の場合には、扶養控除の廃止による増税がなく、その分「子ども手当」の導入による増収分は大きくなります。

区の提案では、こうしたことなどを通じて、低所得者の応援券の購入・サービス利用に配慮がなれていると説明されています。

しかしながら、実際に購入制に移行してみて、低所得者が応援券の購入・サービスの利用をしないという実態が広がっていった場合には、何らかの対応を行うことを考える必要があります。このため、低所得者がサービスにアクセスできているかどうか、購入制実施後の検証が必要です。

また、低所得者も含めて、応援券を購入して利用したいと考えるようなサービスのプログラムを事業者が提供していくことも課題です。例えば、そのようなプログラムづくりを、「利用者や事業者の支援について」で後述する事業者ネットワークなどにもお願いすることも一案と考えられます。

3 購入手続き

区の提案では、応援券の購入は、「子ども手当」の支払期（6月、10月、2月の年3回）と同時期に、年3回、「子ども手当」が振り込まれる銀行口座等からの口座振替により行われるとされています。

年度当初に年間の購入希望額を申し込み、「子ども手当」の支払期（6月、10月、2月）に口座引落しが行われた後、応援券が交付されるとしています。

口座振替により利用者の入金手続きの負担軽減が図られるものと考えられますが、さらに応援券が購入しやすくなるよう、応援券ができる限り速やかに交付される等の手続き上の利便が図られることが望まれます。